

立会外取引制度要綱

2024年3月18日現在
株式会社東京商品取引所

| 項目 | 内 容 | 備 考 |
|---------------|--|--|
| I 取引の仕組み | | |
| 1 立会外取引 | <ul style="list-style-type: none">立会外取引とは、個別競争売買から独立した立会外市場において行う、立会によらない取引であって、現物先物取引及び現金決済先物取引において、同一価格により、同一限月、かつ、同一数量の売注文及び買注文につき、当該売買約定を成立させる取引をいう。 | |
| 2 対象 | <ul style="list-style-type: none">立会外取引の対象は、個別競争売買において取引される、現物先物取引及び現金決済先物取引の全ての銘柄とする。 | |
| 3 取引契約締結の方法 | <ul style="list-style-type: none">立会外取引は、売付け又は買付けのいずれか一方の申出とこれと対当させるために行われた申出とが合致したときに成立するものとする。 | <ul style="list-style-type: none">申出に係る値段が立会における取引状況等を勘案し当社が適当でないと認めた場合には、取引を成立させない。 |
| 4 取引時間 | <ul style="list-style-type: none">エネルギー市場（電力を除く）及び中京石油市場 午前8時20分～午後4時、午後4時15分～翌日午前6時エネルギー市場の電力 午前8時20分～午後4時、午後4時15分～午後7時30分 | <ul style="list-style-type: none">当社が必要と認める場合には、取引時間を臨時に変更できるものとする。 |
| 5 取引方法 | <ul style="list-style-type: none">売買システムによる取引とする。 | |
| 6 発注方法 | <ul style="list-style-type: none">立会外取引の発注は、別紙1にある値幅内のそれぞれ定める呼値の単位の整数倍の値段により行うものとする。立会外取引の未約定注文は、各取引時間終了時に効力を失うものとする。 | |
| 7 取引単位 | <ul style="list-style-type: none">個別競争売買において取引されている現物先物取引及び現金決済先物取引における銘柄に係る取引単位と同じとする。 | <ul style="list-style-type: none">1単位から取引が可能。 |
| 8 通知 | <ul style="list-style-type: none">当社は、立会外取引が成立したときは、その内容を売方取引参加者及び買方取引参加者に通知するものとする。 | |
| 9 取引の停止及び一時中断 | <ul style="list-style-type: none">当社が必要と認める場合には、立会外取引を停止するものとする。立会取引において、サーキットブレーカー幅の上限 | |

| 項目 | 内 容 | 備 考 |
|------------|---|-----|
| II 建玉及び決済 | <p>(又は下限) の値段に買注文(又は売注文)が提示される又は同値段にて約定が発生したことにより、取引の一時中断が行われた場合には、立会外取引についても取引を一時中断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 立会外取引における新規の売付け及び買付けを建玉として算定するものとし、個別競争売買分と立会外取引分を区分しない。 立会外市場における転売又は買戻しによる決済は、個別競争売買と同様の方法で行う。 取引最終日までの間に決済されなかった建玉については、個別競争売買分と立会外取引分と併せて最終決済又は受渡決済を行う。 | |
| III 値洗い | <ul style="list-style-type: none"> 個別競争売買の取引分と併せて、清算値段又は清算数値に基づき値洗いを行うこととする。 顧客と取引参加者との間の計算上の損益額の授受は、個別競争売買における取引分と併せて行うこととする。 | |
| IV 証拠金 | <ul style="list-style-type: none"> 個別競争売買における取引分と合算して行う。 | |
| V 参加者負担金 | <ul style="list-style-type: none"> 個別競争売買における取引分と合算して行う。 | |
| VI 四本値等の公表 | <ul style="list-style-type: none"> 各銘柄の四本値及び取引高を公表する。 | |

以 上

立会外取引の呼値の単位等

現物先物取引

| 区分 | | 呼値の単位 | 値幅 |
|---------|------|-------|-----------|
| エネルギー市場 | ガソリン | 10銭 | X±(Y×60%) |
| | 灯油 | | |
| | 軽油 | | |
| 中京石油市場 | ガソリン | 10銭 | |
| | 灯油 | | |

現金決済先物取引

| 区分 | | 呼値の単位 | 値幅 |
|---------|-----------------|-------|--------------|
| エネルギー市場 | 原油 | 10銭 | X±(Y×60%) |
| | 東エリア・ベースロード電力 | 1銭 | X±(Y×2,000%) |
| | 東エリア・日中ロード電力 | | |
| | 西エリア・ベースロード電力 | | |
| | 西エリア・日中ロード電力 | | |
| | 東エリア・週間ベースロード電力 | | |
| | 東エリア・週間日中ロード電力 | | |
| | 西エリア・週間ベースロード電力 | | |
| | 西エリア・週間日中ロード電力 | 1銭 | X±(Y×90%) |
| | 液化天然ガス (LNG) | 1銭 | X±(Y×90%) |

(記号の意味)

X : 個別競争売買により成立した計算区域における最終約定値段とし、当該計算区域において約定値段がない場合は直前計算区域の帳入値段（新甫限月にあっては、当該計算区域における直前限月の値段又は市況を考慮して当社が指定した値段）

Y : 直前計算区域の帳入値段（新甫限月にあっては、当該計算区域における直前限月の値段又は市況を考慮して当社が指定した値段）